

令和 7 年 度

重 点 施 策 の 概 要

1. ニ セ コ の 自 然 環 境 を 守 る 18 ページ
2. み ん な で 学 び 合 い 、 未 来 に つ な ぐ 25 ページ
3. ニ セ コ の 経 済 を 循 環 さ せ る 30 ページ
4. 安 心 ・ 安 全 の 暮 ら し や す さ を 高 め る 36 ページ
5. 相 互 扶 助 の ま ち を つ く る 49 ページ

1. ニセコの自然環境を守る

環境

(1) 環境基本計画の推進について

令和5年度に作成した第3次ニセコ町環境基本計画（令和6年度～令和17年度）では、その進行状況に関する評価を行っています。

この計画は、第2次計画と同じく「水環境のまちニセコ」を目指し、4分野において、18の施策を掲げています。

生活環境分野

- ①自然景観の保全・形成、まちの美化 ②水・大気・騒音などの身近な環境の良好な維持
③廃棄物の適正な分別と処理等 ④有害化学物質対策等の推進 ⑤健康で質の高い生活環境・ライフスタイルの変革

自然環境分野

- ①水環境の保全・再生 ②森林の保全・再生施策 ③生物多様性の保全と野生生物との共存
④農地の保全 ⑤自然環境資源の適正活用・理解促進

脱炭素・資源分野

- ①省エネルギーの推進 ②再生可能エネルギーの活用 ③次世代エネルギー技術の活用
④脱炭素まちづくりの推進 ⑤気候変動対策

環境教育・情報分野

- ①環境教育・環境学習の充実 ②環境情報の充実と適切な発信 ③環境保全の体制構築

(2) 水資源の保全について

地下水の枯渇や地盤沈下を防ぐため、町ではニセコ町地下水保全条例に基づき、地下水を採取するために井戸を掘削する場合は、あらかじめ許可又は届出の提出を求めています。

令和7年度の申請件数は19件で、うち許可が2件、届出が17件となっています。

【許可を受けている施設件数及び地下水くみ上げ数量】

年度	件数	くみ上げ量	稼動日数（延べ）
令和3年度	9	212, 149 m ³	5, 239日
令和4年度	9	234, 436 m ³	5, 284日
令和5年度	8	316, 055 m ³	5, 549日
令和6年度	11	366, 156 m ³	6, 459日
令和7年度	13	380, 574 m ³	7, 189日

(3) 脱炭素アクションプランに基づく取り組みについて

令和5年度に作成したニセコ町脱炭素アクションプラン（令和6年度～令和15年度）では、2050年までにゼロカーボンを実現するため、6政策分野において10年間で取り組む具体的なアクションプランを策定しています。

6 政策分野

- ①建物 ②移動・輸送 ③事業活動 ④エネルギー
⑤人材育成 ⑥町外事業者による再エネを町内で活用

(4) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)について

令和6年度より環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用し、公共施設への太陽光発電設備等の導入や、町民及び町内事業者の太陽光発電設備や省エネ設備の導入に対し補助を行いました。

令和7年度は、役場庁舎と学校給食センターへ太陽光発電設備を導入しています。

(5) SDG sの取り組みについて

SDG sとは、「持続可能な開発目標」として、2015年9月の国連サミットで150を超える加盟国首脳に参加のもと、全会一致採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ』（行動計画）にて記載された、2016年から2030年までの国際目標です。

ニセコ町は、平成30年6月に国から「SDG sモデル都市」の選定を受け、同年8月に「第1期SDG s未来都市計画」を策定しました。これに基づき、町の継続した課題である住宅不足や働き手不足の解消、エネルギーの有効活用などを目指して、「N I S E K O生活・モデル地区(ニセコミライ)構築事業」に取り組んでいます。この事業は市街地近郊でエネルギー、景観、自治活動などに配慮した街区整備を行うもので、令和2年7月に地域事業者、クラブヴォーバン、ニセコ町が出資し設立したまちづくり会社「株式会社ニセコまち」が主体となって進めています。ニセコ町が世界に誇る持続可能なまちとして価値を高められるよう、検証・深化を加え、他地域への横展開を進めています。

SDG s 未来都市

SDG sの達成に向けた取り組み・提案を行う自治体を国が選定するもので、平成30年6月に内閣府より選定を受けました。SDG s未来都市の取り組みについて、国の支援を得ながらモデルとして普及展開を図り、「持続可能なまちづくり」の実現を図っていくものです。

(6) ごみ(資源) 収集事業

ごみの収集事業は、可燃・不燃・生ごみ、資源ごみ等、全17区分による分別収集を行っています。ここ数年、ごみの分別ルールが守られていないごみが増加しており、ごみの減量化や効率的な収集運搬を行うために排出ルールを守るように周知しています。

現在、不燃ごみ及び粗大ごみの処理は、倶知安町の民間事業者の施設に埋立処理をしています。

・ごみ類の収集動向

(令和7年度)

種別	可燃ごみ	不燃ごみ	生ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	総計
収集量	899 t	135 t	451 t	410 t	57 t	1,952 t
前年度比	101.1%	100.7%	101.6%	99.8%	87.7%	100.5%
リサイクル率	72.1% (前年度61.9%)					

(7) 廃棄物の広域処理事業

可燃ごみの処理は、これまで羊蹄山麓 7 町村の共同運営で焼却処理を行っていましたが、平成 27 年 3 月からは処理方法を固形燃料化処理に変更し、処理は倶知安町の民間事業者に委託しています。

(8) 資源物のリサイクル推進事業

資源ごみとして分別排出される資源物は再商品化（リサイクル）されますが、これに係る収集運搬や選別処理、一時保管には多額の費用が必要です。

町では、再商品化に係る資源物等分別保管に関しては町内業者と、再商品化に関しては（財）日本容器包装リサイクル協会などと委託契約しています。

(9) 一般廃棄物最終処分場の維持管理

一般廃棄物最終処分場は、当初、平成 21 年 6 月に満了となる計画でしたが、ごみ分別の徹底や不燃・粗大ごみの破碎処理により、埋立量の減量化が図られ、約 11.7% の残容量となっています。

不燃ごみ、粗大ごみを倶知安町の民間施設で処分しており、また、可燃ごみの固形燃料化処理の開始により焼却灰の埋立てもなくなったことから、令和 3 年度に最終処分場でごみの埋立は行われていません。

また、最終処分場閉鎖・廃止をするための覆土（最低覆土厚 50 センチ）をするため、令和 5 年 2 月に最終処分場内の不陸整正を行った結果、平均して残りの深さが 90 センチ程度確保できることがわかり、令和 7 年 2 月に一部覆土を実施しました。今後は埋立終了届けの提出に向けて覆土の確保や地温やガスの排出を確認する装置の設置、跡地利用等について検討をしていきます。

(10) 廃棄物処理対策の検討と啓発

ごみの減量化と適切な処理を進めるため、町と町民のみなさん、事業者のそれぞれが役割を分担・協力するよう環境基本条例で定めています。

国では、一部の家電や自動車のリサイクルなど、さまざまな廃棄物の再資源化を進めており、町でも燃やすごみの固形燃料化処理への変更など、ごみ処理の方法を変更するときは、広報やチラシ、ホームページなどでお知らせしています。

また、ごみの分別ルールと排出方法などをより多くの町民に理解いただくため、ごみ分別アプリサービスを導入しています。

(11) 不法投棄廃棄物対策

「不法投棄」については、地域のみなさんや職員の通報により不法投棄物の回収・処理をしていますが、なかなか減りません。また、外でごみを燃やす「野焼き」についても毎年数件ですが発見されています。

なお、過去には「不法投棄」、「野焼き」が警察の捜査により実行者が特定され罰則が科せられた事例があります。

(12) クリーン作戦と環境美化

町職員による環境美化巡視のほか、4月と10月を「町内ぐるみの美化清掃月間」として、各自治会、学校、ボランティア等の協力によりクリーン作戦などの清掃活動を実施しました。

(13) 衛生組合連合会事業

各自治会の衛生組合長で組織する衛生組合連合会では、町と連携し環境・衛生意識の普及、清掃活動を行っています。

また衛生組合長の協力により、各地区に管理をお願いしているダストボックスの掃除や見回りなど維持管理を行っています。

平成30年度からは、町補助事業によりダストボックス内の生ごみバケツの更新を行っています。

(14) 浄化槽整備事業

町では、町民の生活環境の改善や公共用水域の水質汚濁を防止する観点から、公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域外において、汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の切替を推進しています。

令和7年度は、7人槽2基、5人槽4基の合併処理浄化槽への切り替えについて、浄化槽設置整備事業により町の補助金を交付しました。

(15) し尿処理（くみ取り）事業

し尿処理は、毎年、各地区からの申し込みを受け付けて作成する収集計画に基づいた収集を行い、その処理は広域事業として羊蹄山麓環境衛生組合（構成町村＝倶知安町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町）が運営しています。

処理施設は老朽化しているため、新設を計画しており、令和2年度は建設予定地の土地の購入、令和4年度には建設のための交付金に必要な第1次地域計画を策定し、令和5年度には、施設規模や水処理方法の検討、用地測量や地質調査等を行う「汚泥再生処理センター整備基本計画等策定業務」を策定しました。また、令和6年度には建設のための交付金に必要な第2次地域計画を策定しましたが、昨今の人件費や燃料費、資材などの高騰、予想処理汚水量の増大等により建設費用が50億円を超える試算がされたことから、処理方法や施設の規模などを再度検討をすることとしました。

今後は、実証実験等も含めた調査を行い、町としてより良い処理方法について検討をしていきます。

ここ数年の処理量の動向では、合併処理浄化槽の普及により浄化槽汚泥の量が増加していました。令和2年度以降コロナウイルス感染対策強化の影響で減少していましたが、令和5年度以降はコロナウイルス感染症が2類から5類へと分類変更されたことにより、コロナ禍以前の処理量より増加しています。

・処理量動向

(令和7年度)

計画処理区域面積	処理量		計
	し尿	浄化槽汚泥	
197.13km ²	1,575t	3,661t	5,236t
(前年度比)	(105.3%)	(102.9%)	(103.6%)

また近年の物価高騰が事業者の経営に影響を及ぼしており令和6年10月1日より汚泥等処理手数料を12,60円/ℓに改定しています。

(16) 畜産振興

酪農については、自給飼料基盤に立脚した安全で良質な生乳の生産と家畜改良の促進等による乳用牛の資質の向上を推進するため、酪農ヘルパー制度の運営や乳牛資質向上対策の支援、家畜伝染病対策など、引き続き良好な畜産環境の維持に努めました。

飼料高騰への対策として、畜産事業者に対し飼料や使用料の助成を行いました。また、堆肥センター、共進会場の維持管理を行い、特に老朽化が激しい堆肥センターについては、指定管理者のJAようていと連携し、管理運営をしています。

さらに、JAようてい地域の関係者が連携して、地域全体で収益性の向上を図るための広域畜産クラスター協議会に参画し、酪農事業者への支援を引き続き行っています。今後も、畜産環境の整備と生産性の向上を目指して、協議会を軸にさらなる振興に努めます。

(17) 林業の振興

一般民有林の森林整備を促進するため、森林組合と連携しながら「豊かな森づくり推進事業」により、森林所有者が計画的に伐採跡地などで行う植林に対して支援するとともに、町独自の除間伐奨励事業により、森林所有者が行う間伐に対して支援しました。

また、ニセコ町の森林や木材に興味や関心を持ってもらうため、木材や木製品とのふれあう機会を設ける木育イベント「NISEKO WOOD PARK」開催に対して支援しました。

町有林の整備は、豊かな自然環境の保全や水源かん養等の本来の森林機能を維持することと、適正な資源の循環利用や将来の財産形成を目的として実施しています。令和7年度は、町有林内の事業として間伐15.24haの実施のほか、桂台地区町有林の計画的な施業を行うための北海道が実施する桂台地区林道測量業務に町負担分を支出しています。

(18) 森林づくりの基本理念と方向性を示す森林ビジョン

森林資源を持続可能な形で地域経済の活性化・循環に結び付けていくため、令和3年度に策定した「ニセコ町森林ビジョン」において、「ニセコ共生循環の森林づくり」をテーマとして、その取り組みを①森林環境の整備・保全、②森林資源の利活用、③事業者の育成、④森林空間の活用、⑤情報の発信と参加を基本方針の5項目としています。

ビジョンを進めるため「株式会社ニセコ雪森考舎」への地域商社事業運営委託により、令和7年度は、森林関連人材の育成、林業関連業務に必要なインフラ提供、木材活用サポート、町窓口利用者の利便性向上及び林務担当者不足を補完するため、林務の外部化に取り組みました。

(19) 畜犬対策と動物愛護

北海道より委譲された狂犬病予防法に基づく犬の登録管理（随時）や予防注射（6月）を実施しています。また、ニセコ町畜犬取締及び野犬掃とう条例に基づいて、年間を通して野犬掃とうを実施しましたが、該当する事例はありませんでした。

・犬の登録数

令和6年度末	新規(+)	転入(+)	転出(-)	死亡(-)	令和7年度末
283頭	7頭	6頭	8頭	21頭	267頭

(20) ニセコ斎場の維持管理

斎場については、平成28年度から平成29年度にかけて大規模改修工事を行いました。引き続き、設備の定期点検や整備を行い、適正な維持管理に努めます。火葬業務は、引き続き民間事業者へ委託し運営しています。

・ニセコ斎場の使用状況

年度	使用回数	(うち町外者)	月平均使用回数
令和7年度	70回	(5回)	5.8回
令和6年度	54回	(2回)	4.5回

(21) 墓地の維持管理

中央墓地及び5か所の地域墓地については、適正な使用（許可）管理を行っています。また、清掃・草刈など日常的な維持管理については、民間事業者へ委託して行っています。

なお、平成20年度に新規造成した中央墓地の53区画を含め、令和7年度末現在で残り57区画（旧38区画・新19区画）となっています。

リゾート開発

(1) 準都市計画区域の景観保全

ニセコアンヌプリ山麓地域を中心に土地取引が行われ、無秩序な開発の進行などによる住環境の悪化が懸念されたことから、平成21年3月に準都市計画を策定しています。土地利用を規制・誘導し秩序ある土地開発と環境保全を図るため、制度の適正化に努めています。令和7年度の開発行為は0件、建築物等38件の申請があり、準都市計画区域での規制に適合しているかなど審査を行っています。

(2) 景観条例改正後の取り組み

大規模な開発や複雑化した建築が増えてきた状況に対応するため、令和6年4月に景観形成の目標や方針、基準などを定め、配慮事項をとりまとめた建築ガイドラインを策定しました。さらに令和7年3月に景観条例を改正し、建築ガイドラインに定めた景観と雪処理に関する配慮事項を令和7年4月から景観条例の審査基準としました。同年10月からは、基本構想段階での事前意見交換会の開催、建築ガイドラインのチェックリスト、都市計画審議会に専門部会を設置などを定めた景観条例の運用がはじまりました。

(3) 土地利用・空き屋対策事業

土地（国土）の総合的・計画的な利用を図ることを目的に国土利用計画法が制定されています。法に基づき、土地の投機的な取引や地価の高騰、乱開発の未然防止、遊休土地の有効活用を図るため、1万㎡以上の土地取引に関して届出の受付をしています。令和7年度の届出は24件となっています。

ニセコ町景観条例に基づき、空き家対策を進めています。また、ニセコ不動産業協会と家屋の管理に関する協定を結び、別荘・空き家の管理体制を整えています。

2. みんなで学び合い、未来につなぐ

子育て支援

(1) 子育て支援の推進

子どもたちの笑顔が輝くまちを目指し、令和7年度は「第3期ニセコ町子ども・子育て支援事業計画」（令和7年度～令和11年度：5ヵ年最終年）の1年目として子育て支援策を総合的に推進しました。

子育て支援センター「おひさま」では、地域の子育てを支え、子育て世代のコミュニケーションの場、安心してゆとりある子育てができる環境づくりの拠点として、保育室の自由開放、子育ての相談や情報提供、各種講座などを実施するとともに、一時預かり保育や休日保育事業など、子育て中の家庭への支援を行いました。

令和4年度から開始したファミリーサポートセンター事業については、多様な保育ニーズに対応するため、サポーター及び利用者も拡大し、地域全体で支え合いながら、活動場所を拡大するなど安心して子育てができる環境の整備を行いました。

また、子育て支援に取り組むNPO法人と連携し、ゴールデンウィークと年末年始の長期休暇中の保育事業を実施し、切れ目のない保育の提供を行ったほか、冬期間でも屋内で体を動かして遊べるキッズパーク事業を、昨年引き続き有島記念館内で実施し、よりよい環境での子どもの居場所づくりの充実にも努めました。

小学生の子どもが放課後に安心・安全に過ごす居場所として、ニセコこども館では、放課後に保育が必要な小学生の受け入れを行ったほか、保育が必要ではない子どもたちでも通える居場所として放課後こども教室を開設しました。また、NPOや地域おこし協力隊と連携した「みんなの食堂」（子ども食堂の拡大版）開催の支援や、任意団体による取り組みである「放課後探求室」の開催支援を継続し、官民連携して子どもの居場所づくりに取り組みました。

(2) 幼児教育・保育の推進

幼児センターでは、乳幼児期の子どもたちが健やかに成長する環境をつくるため、幼稚園、保育所、子育て支援機能の一元的な運営を行い、家庭や地域と連携しながら保育・幼児教育の総合的な提供を行っています。令和7年度においても、子ども一人ひとりの健やかな発達成長を支えられるよう、安全で安心して利用できるセンターの運営に努めました。

幼児教育・保育の面では、W i f i の環境整備による保育業務支援ツールの機能活用を拡大し、さらなる利便性向上を図りました。また、保育士の指導力向上のための研修実施、A L T と連携した英語とのふれあいや地域参観日への参加などによる小学校との連携などを行い、幼児教育・保育の質向上にも取り組みました。同時に、不足する保育人材確保のためにも、保育士に特化した転職フェアへの参加や求人サイト、新聞など採用情報の発信を行い、保育士の採用にもつなげるなど、より多くの子育て世代が幼児センターを利用できるよう、保育体制維持のための取り組みを積極的に行いました。

教育・文化・スポーツ

(1) 「ニセコスタイルの教育」を目指した施策展開

教育委員会では、ニセコ町教育振興基本計画に基づき、「子どもの生きる力を育む」、「学校の教育力を高める」及び「学びの気運を育む」を基本方針として9つの目標を定め、25施策に取り組んでいます。

令和7年度も、「ニセコスタイルの教育」の推進を柱とし、地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクール活動の参画を得ながら「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組みました。

(2) 義務教育（小学校、中学校）

各学校では、保護者や地域住民の信頼と期待に応えるべく、自校の教育方針や教育計画、活動状況などの周知、情報提供に努めるとともに、学校評価を行いPDCAサイクルによる評価結果の活用を進め、学校改善、教育の質向上に取り組みました。

「豊かな心と健やかな体の育成」では、全国体力・運動能力調査などの結果を活用し、体力づくりや運動習慣の定着に努めるとともに、学校保健体制の充実や栄養教諭による食育指導などに取り組みました。

「確かな学力の育成」では、全国学力・学習状況調査に参加し、課題の検証を行いながら指導改善・工夫に取り組むとともに、教職員定数加配などの制度を活用し、主体的・対話的な深い学びの視点による授業改善やICT機器の活用と情報活用能力の育成に取り組みました。特別支援教育では、町単独の予算措置による特別支援講師を配置し、学校全体での指導充実に努めました。

(3) 町立高校（ニセコ高等学校）

ニセコ高等学校は、これまで町立高校であるとの自覚のもと、地域と密接に連携した教育活動を進めるとともに、農業と観光を融合した産業人を育成する教育内容の充実を図り、地域に信頼され貢献する学校づくりを進めています。

また、マレーシアYTLホテルズとの連携協定に基づき、2年生のマレーシア見学旅行やYTLホテルスクール生徒との交流などに取り組みました。

これら特色ある学校の取り組みについて、活動報告会の開催やラジオニセコでの広報などにより、町民のみなさんに広く、その成果をお伝えすることに努めました。

なお、令和8年4月から全日制進学型単位制総合学科となるニセコ国際高等学校の開校に向けて、普通教室の増設や職員室の拡張などを行うための校舎改修工事の実施設計のほか、新しい生徒寮であるニセコ町教育交流センターの整備を進めるとともに、学校説明会や地域みらい留学を活用した全国からの生徒募集に取り組みました。

令和8年4月に入学した生徒数は、70名定員のうち56名で、そのうちニセコ中学校から14名、道内25名、道外17名でした。

また、生徒寮の運営については、希望ヶ丘寮のほか令和6年度に整備した臨時寮が令和7年4月から共用開始となり、道外や道内で入寮を希望する生徒の対応を行いました。

(4) その他の学校教育施策

児童生徒の安全確保については、交通安全・事故防止の運動、不審者情報への関係機関と連携した対応、防犯模擬訓練、各種防災訓練の実施などに取り組みました。また、児童生徒の安全に配慮しながらスクールバスの効率的な運行にも努め、一部路線でデマンドバスを活用し、乗車時間の短縮や運行費用の削減に取り組みました。このほか、ニセコ町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止やいじめが発生した場合の適切な対処に努めるとともに、スクールカウンセラーの配置等により学校における教育相談や生徒指導支援に努めました。

(5) 学校施設等の維持整備

学校施設の維持管理、整備として、ニセコ小学校で夏の暑さ対策の2年目事業として未整備となっていた職員室や保健室等にもエアコンを設置し、エアコン整備事業を完了しました。また、近藤小学校の照明をLED化したほか、各学校施設、設備について不具合の修繕や教材備品の整備、ICT端末の維持管理などを適切な教育環境の維持に努めました。

(6) 小中学生まちづくり委員会、子ども議会

令和3年度から教育委員会内に子育てに関する施策に一元的に対応する部署として「こども未来課」を設置し、日本ユニセフ協会が提唱している子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)にも参画しながら、町全体の子どもによるまちづくりの施策に取り組んでいます。令和7年度の小・中学生まちづくり委員会では、札幌圏の大学やテレビ局、地域住民と連携して、近藤地区の防災マップ作りを行ったほか、地元企業と連携しお茶づくり体験を行いました。それらの活動を生かし、子ども議会では一般質問や活動発表を行うなど、子どもたちの目線に立ち、工夫を凝らしながらまちづくりへの参加を実践しました。

(7) 学校給食の充実

学校給食センターでは、おいしく安心・安全で、栄養バランスを心がけた給食の提供に努め、小学校から高等学校までの児童生徒、教職員等に対し年間約111,600食(1日当たり約590食)の給食を提供しました。

給食で使用する食材については、ニセコ町産の食材のほか道内産、国内産の食材を積極的に活用しました。

施設面では、学校給食の確実な提供を図るため、衛生管理や安全確保の徹底を図るほか、設備や調理場の機器の点検の定期的な実施により、劣化による部品交換の修理などの維持管理に努めました。また、耐用年数を経過している調理機械の計画的な更新として、真空冷却機1台、カートインパススルー冷蔵庫1台、IHフライヤー2台、球根皮剥器1台の入れ替えを行いました。

学校給食費は、保護者の負担軽減を図るため、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用し、小中学校児童生徒に係る学校給食費の無償化を実施するとともに、高等学校に在学する第2子以降の学校給食費の免除を実施しました。

(8) 青少年健全育成、社会教育

生涯学習社会の実現のためには、町民の自主的かつ自発的な学習意欲こそが地域づくりの根幹を成すものといえます。令和7年度は第8期社会教育中期計画に基づき事業展開を図りました。

子育て支援体制の充実では、放課後の子どもたちが集い楽しめる場として、放課後子ども教室を5月から週2回実施し、子どもの居場所づくりや体験活動を行いました。

読書活動については、NPO法人あそぶっくの会が指定管理者として運営している学習交流センターを核として図書活動の充実を図るとともに、町民が集う交流施設として町民に浸透しています。また、「第3次ニセコ町子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書の習慣づくりや学校図書室の整備を引き続き進めています。

多文化が交流する機会の充実としては、体験活動などを行うニセコみらいラボ事業を行うとともに、青少年交流事業として鹿児島県薩摩川内市・滋賀県高島市（旧マキノ町地区）との相互交流を深めました。

高齢者教育の寿大学も毎月の学習会や研修旅行を実施しました。特に町内バスツアーでは、新しい発見もあったと学生から好評の企画となりました。

豊かな感性や創造性を育む芸術文化の普及・啓発に努める活動の核となる有島記念館では、館内で所蔵している藤倉英幸コレクションを活用した展覧会のほか、地元の芸術家の展示やコンサート、朗読劇などを開催し、町民が芸術に触れる機会を提供しました。冬期間には、NPO法人と共催し「おはなしとあそびのくに（キッズパーク）」を開催し、多くの親子に有島記念館に足を運んでいただくことができました。有島記念公園やブックカフェ利用者を含め利用者総数は延べ9万人を超え、多くの来場者に対して有島武郎の足跡と精神世界の啓蒙を行うことができ、地域の歴史と文化の継承と発展に貢献し、広く芸術・文化の振興に資することができました。

このほか、文化協会への活動支援や児童生徒の作品展示や青少年芸術鑑賞会を開催し、芸術鑑賞の機会を提供し、芸術文化活動の推進に取り組みしました。

(9) 気楽にスポーツができる仕組みを拡充する

社会体育事業では、各種スポーツ活動を通して、地域コミュニティ活動の推進や健康増進、余暇時間の充実、スポーツ活動の日常化などに努めています。

運動公園開幕スポーツ大会、全町ソフトボール大会、全町9人制バレーボール大会など町民参加のスポーツ行事のほか、ふれあい町民運動会や実行委員会で開催しているニセコマラソンフェスティバルを開催し、一部天候により中止もありましたが、多くの参加者がスポーツを楽しむことができました。

ニセコみらいラボ事業の一つとして実施している「ニセコチャレンジ」事業では、小学校5、6年生がニセコの自然の中での野外活動で日頃行うことが少ない企画として羊蹄山登山を実施し、一人ひとりが達成感や自信を持つ機会となりました。

また、北海道日本ハムファイターズベースボールアカデミーやコンサドーレ札幌バドミントンチームからコーチを招き、小中学生の技術指導を行いました。

地域特性を生かしたスポーツ活動として、町内スキー場3事業者のご協力と町からの

助成金により、子どもたちがスキーリフトシーズン券を購入する時の保護者負担額を安価にし、多くの子ども達がシーズン券を購入しスキーやスノーボードといった、ニセコならではのウインタースポーツを気軽に楽しめる環境づくりを進めました。

体育協会では、スポーツ少年団の活動を含め各競技団体での練習、大会参加、指導者育成、大会の開催などニセコ町のスポーツ活動の主軸となる活動を行っています。

このほか特に、積極的な少年団活動を支援するため、活動費に対する補助を行い、子どもたちのスポーツ活動を応援しています。

3. ニセコの経済を循環させる

農林業

(1) 環境と調和した安全で安心な農業の推進

環境と調和した安全・安心な農業の推進のため、土づくり実践対策を基本に良質堆肥の安定供給と土壌診断による効率的な栽培など、クリーン農業の推進と農村環境の保全、多様な農畜産物の生産・流通促進に取り組みました。

堆肥センターを核とした「地域循環型クリーン農業」の実践に重点的に取り組むため、老朽化の進んだ設備の適切な維持管理、完熟堆肥購入費及び原料の確保、運搬費の助成に加え、土壌診断事業と残留農薬対策の継続を図りました。

クリーン農産物の生産と流通促進では、消費者に信頼される生産地の責任として、YES! cleanなどの認証制度の普及を促進し、安心・安全な農産物の生産と供給実現への取り組みを支援しています。令和7年度は、町内の約9割で取り組まれているイエスクリーン認証米の生産対策として、10アール300円に加え、低タンパク米の出荷実績に対し、60キロ100円の補助を実施しました。加えて酒米のさらなる振興を図るため、60キロ2,000円の補助を継続実施しました。また、環境保全に根差した農業の確立のため、1団体(3戸の農業者で構成)が環境保全型農業直接支払交付金事業に取り組みました。

(2) 収益性の高い地域農業の確立

畑作では、土づくりを基本にした適正輪作を推進することにより、計画的な作付け、安定的な品質と収量の確保、高収益野菜などを組み合わせた経営の複合化を農業者と共に取り組んできました。土づくり、輪作の一役を担っている緑肥作物奨励事業についても引き続き取り組みました。また、新たな作物の作付けの推進や営農効率化のためスマート技術機械や農業機械導入への対応に、「農地利用効率化支援事業(融資主体型補助事業)」等を活用して、機械導入補助を実施しました。

(3) 多様でゆとりある地域農業の確立

安定的な農業経営確立のためには、意欲ある担い手へ農地利用集積の促進と生産基盤の近代化が不可欠と考え、農業委員会と連携を図り、優良農地の確保や離農者からの農地のスムーズな移動など農地流動化を推進しています。

農業・農村環境の維持保全のため「多面的機能支払交付金事業」を継続し、地域住民を交えた町内8地区の地域活動組織による共同活動を支援しました。

また、平坦地に比較して生産条件が不利な農地の生産活用と適正な維持管理を図るため、中山間地域等直接支払制度を活用し、地域活動の取り組みに対して町内3地区に対し支援しました。

このほか、認定農業者や農業生産法人の育成支援等、引き続き農業経営の体質強化に努めています。

(4) 地域ぐるみで担い手の確保

農業者の高齢化の進行により、後継者や地域の担い手対策は喫緊の課題となっており、関係機関と協力して確保へ向けた取り組みを推進しています。特に新たな参入者などに対しては経営が安定し、持続的に営農していけるように育成支援を積極的に推進しました。また、就農者に対する「新規就農資金制度」や「農業次世代人材投資資金」の適正な給付、経営継承を行った農業後継者が活用できる「経営継承・発展等支援事業」の対応の他、各種研修制度等の継続、中核的担い手となる認定農業者の新規認定及び更新を行いました。

(5) 農業と観光・商業が連携した地域産業の創造

本町の「農業」と「観光・商工」部門は多面的な協力・補完関係にあることから、地域内での相互連携を強めています。令和7年度も、JA水稻生産組合ニセコ支部やニセコリゾート観光協会、田中酒造株式会社と連携し、ニセコクリーン米の地域ブランド化や地酒「蔵人衆」の販売促進を行いました。また、酒米活用の推進では、ニセコ町産酒米を活用した「ニセコ蔵人衆」大吟醸及び純米酒2種をはじめ、「新米新酒」等の期間限定販売酒などにも取り組みました。また、ニセコ蒸留所開設の縁で八海醸造株式会社とも連携し、ニセコ町産米「彗星」を100%使用した日本酒「蝦夷富士」吟醸・大吟醸2種を販売し、酒米の里づくりを推進してきました。

このほか、6次産業化に向けたトライアル事業として、ニセコビュープラザ直売会と町内飲食業者の連携による、ニセコ町農産物を活用したメニュー開発と販売促進を実施しています。

今後も引き続き、ニセコ町農産物の消費拡大や地産地消のシステムづくりを推進していきます。

(6) 農業委員会委員の活動

令和7年度においては、総会を12回開催し、農地法等の法令業務に基づき、農地の利用権設定や転用申請に係る審査及び許可等農地の利用調整を行いました。

業務の執行にあたっては、町農政課などと連携を図り、農地の現状把握を行い、耕作放棄地の解消や農地転用事務の適正な執行など優良な農地を保全するための取り組みを行っています。

これらの取り組みについて、農業委員会としての活動計画を策定し、その点検と評価を行うなど「業務の見える化」に努めています。

(7) 国営緊急農地再編整備事業の推進

町では、優良な農地と豊かな景観を未来に引き継ぎ、基幹産業である農業の振興からなる地域の活性化のため、国営緊急農地再編整備事業を強力に推進しています。

本事業では、農用地の大区画化や汎用化、水利施設の近代化を進め、農業生産の向上を図るとともに、農用地の集団化や担い手への利用集積を進めます。

令和7年度は、区画整理工事に着手して11年目となり、11年間で1,479haの工事を実施しました。事業完了の令和9年度までに残り11haを実施する予定です。

事業主体である北海道開発局や北海道、地元促進期成会と連携し、事業の円滑な推進とともに受益者負担の軽減や通年施工時の所得補填など、国の制度を利用した対策を進めています。

また、小規模な土地改良事業や農地・農業施設災害復旧についても、湿害対策や近年の異常気象に対応するため、明暗渠掘削特別対策事業、農業用水路補修事業、農業用水路等用地確定支援事業、農地等災害復旧単独事業など町独自の対策を推進しています。

商工観光業

（１）地域産業振興

令和７年度も新たな事業所等の開設が進みましたが、廃業などもあり、商工会の会員数は前年度末から減少し２２４名（３月末）となっています。

新型コロナウイルス禍からの地域経済が活発化されている中、依然として観光業をはじめ、商工業においても慢性的な人材不足となっております。そのため人材不足の解消の一助として、移住促進施策と連携した「特定地域づくり事業協同組合」が令和７年度に設立され、２名のワーカーが稼働することができました。さらに、採用の強化や従業員が働き続けられるような福利厚生の実施など、事業者の人材確保における取り組みを「人財確保緊急対策モデル事業」として支援しました。

また、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、ニセコ綺羅カード会による全町民を対象とした「物価高騰対応消費喚起事業（きらペイ進呈事業）」や子育て世帯を対象とした「子育て支援きらペイ配布事業」を行い、利用者の拡大及び地域内消費促進へ向けた商業振興を図りました。

さらには商工会でデジタル化したグルメガイドマップを活用し、８月から１１月の閑散期にニセコグルメスタンプラリーを実施し、町内飲食店への利用促進を図りました。

このほかにも、中小企業の経営安定のため、地域金融機関と連携して中小企業特別融資事業を実施しています。

（２）創業や事業継承の支援

地域内における経済循環を強化するには、今後も地域内に拠点を持つ事業者を増加していくことが求められています。継続して創業への支援をすることが重要であり、そのための取り組みを進めます。町では、国の認定を受けたニセコ町創業支援計画により、ニセコ町商工会、地域金融機関（日本政策金融公庫、北海道信用金庫、北洋銀行）、ようてい農業協同組合ニセコ支所、(株)ニセコリゾート観光協会、小樽商科大学と連携して、創業支援相談窓口の開設、ビジネスセミナーの開催など地域内での起業意向を促進してきました。

また、起業や新たな事業に取り組む事業者に対し、事業所の改装等の費用の一部を助成するニセコ町にぎわいづくり起業家等サポート事業を実施し、資金面での支援を行っています。令和７年度は新規事業２件、事業承継１件の実績がありました。また、地域の多様な事業者による連携や地域の取り組みを支援する「ニセコ町商工観光魅力アップ事業補助金」は、令和７年度は３件の活用実績がありました。

(3) 観光客の誘致

令和7年度は約154万人の観光客がニセコ町に訪れ、宿泊延べ数は約51万人泊となり、前年度からは減少しております。しかしながら、訪日外国人（インバウンド）の「宿泊延べ数」では、約23万人泊となり前年比115%となりました。

冬季の訪日外国人の宿泊延べ数は増えておりますが、年間の観光入込客数は減少しており、特にグリーンシーズンの入込客数が大きく前年度を下回っている状況です。大阪・関西万博開催による関西方面への集中や国内の物価高騰と全国的な旅行需要低迷などもありますが、一部メディアによる偏向報道の影響もあると考えられます。

こうした中、令和7年度は（株）ニセコリゾート観光協会によるプログラム開発、将来のニセコファンづくりとしての修学旅行やMICEの受け入れほか、秋のイベントの目玉でもあるニセコハロウィンを実施しました。また、グリーンシーズンの観光客入込の減少から夏のプロモーションに力をいれ、「気軽に楽しめる観光地」としての新たな視点を創出し、国内に向けた認知の拡大を図ることを目的にオウンドメディア「サイコーニセコ」のオープンなどを行いました。

さらに、観光客の移動に限らず、町民生活における交通手段の一つとして引き続きカーシェアリングサービスを実施し、利便性の向上を図りました。

そのほか、「ニセコは物価が高い」といった地域の実態とは乖離し適正とは言えない情報に対して、一定の客観性をもって全国比較ができる「カレーライス物価」のニセコ町版を試算し公表を続けています。

(4) 観光客受入環境の整備

冬季に増加する観光客の多くは公共交通機関を利用して来町されています。特にニセコ駅などを含む市街地からスキー場方面に移動する交通手段が限られているため、企画環境課と連携して周遊バスの運行を行いました。令和7年度も宿泊税を活用し、夏季の試験運行も開始したほか、冬季は運行日数の増加や利用料金の見直しを実施しました。さらに倶知安町、蘭越町、一社北海道ハイヤー協会、GO株式会社と連携し、3町における「ニセコモデル」として、冬季に不足する観光客向けタクシーを運行し、宿泊税を活用してタクシーの増台を図り、地域内交通手段の確保に努めました。

観光案内所は道の駅ニセコビュープラザとJRニセコ駅の2か所に設置しておりますが、引き続き、その業務を（株）ニセコリゾート観光協会に委託しました。

また、（株）ニセコリゾート観光協会に対して国の事業を活用し、1名の民間会社から派遣し旅行業の経験を生かし着地型旅行の造成や（株）ニセコリゾート観光協会組織の活性化を図りました。

このほか、宿泊施設が集中する東山・アンヌプリ・モイワ地区を中心に、道路沿いに花を植栽する地域活動を支援、ニセコ駅前や道の駅などの花壇やカボチャのディスプレイなど、受入環境の整備について取り組みました。

(5) 観光地の安全対策

雪崩による事故を防止し、ニセコを訪れるスキー客の安全を確保するため、雪崩情報の提供などを組織的に行っている「ニセコアンヌプリ地区雪崩事故防止対策協議会」の

活動費の一部を負担しました。

協議会で取り組む「ニセコルール」の運用の徹底した取り組みを進めると共に、各スキー場によるパトロールやニセコ雪崩調査所による雪崩情報の提供も行いました。この活動の核となるニセコ雪崩調査所を持続可能なものとするため、人材育成を行い、体制強化を図っています。今後も地域の重要なルールとして広く浸透を図り、正しい認識を醸成し、各スキー場やニセコ雪崩調査所と一層連携していく必要があります。特に子どもたちへの雪山や雪崩に関する知識向上を図るため、ニセコ小学校及び近藤小学校においてなだれ教室を行いました。

また、雪崩事故防止等の雪氷災害防止に向けて、国立研究開発法人 防災科学技術研究所との連携協定の下に、雪崩事故防止等の雪氷災害の防止に向けた取り組みの向上を図りました。雪山の安全対策は重要な施策であり、引き続き関係機関と連携して取り組みます。

（６）観光振興活動、体制の支援

ニセコ町の国際的な競争力の向上を図るためには、町民や観光客から信頼される、持続可能な国際リゾートを目指し、魅力的な地域に発展させていくことが必要です。観光振興の推進の中心的な役割を担う（株）ニセコリゾート観光協会の体制整備や人財の集積を継続して進めるため、国の制度を活用し、民間企業からの派遣社員を配置し、より専門的な技術を活用して、活性化に向けた取り組みを推進してまいりました。

また、世界に選ばれる観光地としての持続可能な観光地域づくりの旗振り役としてサステナビリティコーディネーターを配置し、（株）ニセコリゾート観光協会と連携しながら持続可能な観光地域づくりの体制強化に取り組んでいます。ニセコ町が取り組んできた観光地域づくりが観光地の国際認証団体「グリーンディステーションズ」の審査を受け、シルバーアワードを受賞することができましたが、さらに上の受賞となるべく取り組みを進めてきました。

また、地域の魅力向上やPRにつながる各種イベントである七夕の夕べ花火大会やニセコハロウィン、スポーツイベントでは各種自転車レースなど町内外の人が気軽に参加できるよう支援を行いました。

「観光・環境に充当する新たな目的税」として、令和6年11月より宿泊税を導入しました。宿泊税の使途としては、令和7年度は地域内交通や救急体制の充実などに活用しています。今後も町内事業者等と意見交換の場を持ち、宿泊税の使途について検討しながら、必要な事業への投資に活用できるよう取り組んでいきます。

（７）広域観光の取り組み

蘭越町、ニセコ町、倶知安町の3町による「ニセコ観光圏」による広域の取り組みを進め、観光地域づくりマネージャーによるマネージャーミーティングを月1回開催するとともに、育成研修や満足度調査など共通施策を実施しました。

また、倶知安町、蘭越町、共和町、岩内町と連携して進めている「ニセコ山系観光連絡協議会」においては、ニセコエクスプレスの発行や沼めぐりコースの整備等を行いました。

(8) 観光施設の運営管理

道の駅ニセコビュープラザ、綺羅乃湯及び五色温泉インフォメーションセンターなどの観光施設の適正な管理運営を行い、多くの観光客が安心して快適に利用できるよう努めました。

綺羅乃湯の改修については、施設屋上の防水改修工事、予備の源泉ポンプの購入、源泉ポンプへのインバーター設置工事、暖房用膨張タンクの取替工事及び浴場の換気扇取替工事の他、経年劣化で修繕が必要な部分の改修を行いました。

(9) 観光大使等の設置

ニセコ町を応援する著名人等をニセコ町観光大使として任命しています。現在、落語家の林家木久扇さんのほか、東京ニセコ会役員等13人が観光大使として活躍しています。このほかに、ニセコの温泉を広く紹介していただく温泉大使に、久世進さん（温泉アナリスト）を任命しています。

また、首都圏においてニセコ町に関わりのある人たちとの交流促進とPRを行うため、東京ニセコ会の活動を支援しました。

4. 安心・安全の暮らしやすさを高める

住宅・公園・景観

(1) 公営住宅の整備

本町では、「ニセコ町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、時代のニーズにあった公営住宅への再生を進めています。令和7年度は、モックニセコ1号棟新築工事を実施しています。

・町営住宅種別戸数 (令和7年度末現在)

種 別	区 分 (戸数)	合 計
公営住宅	本通A団地 (61)、本通B団地 (11)、有島団地 (20)、 西富団地 (8)、富士見団地 (36)、新有島団地 (32)、 中央団地 (48)、望羊団地 (72)、綺羅団地 (20) モックニセコ2号棟 (7)、モックニセコ1号棟 (9)	324戸
特定公共賃貸住宅	のぞみ団地 (28)、本通A団地 (12)	40戸
その他	コーポ有島 (48)	48戸
合 計		412戸

(2) 公営住宅の維持管理

公営住宅の老朽箇所について点検確認を行い、維持管理の効率化と入居者が、安全で快適な生活ができるよう必要な修繕を行っています。令和7年度は、望羊団地A及びB棟の長寿命化型改善工事の設計をしました。

(3) 住宅における耐震改修

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、平成19年度に「ニセコ町耐震改修促進計画」を策定し、平成28年度に計画の見直しを行っています。町民に対し、耐震改修の重要性について普及啓発を行うなど、町民が安心して生活できるまちづくりを進めるため、より一層の耐震化の促進に取り組みました。

(4) 住環境の整備促進

① 環境負荷低減モデル集合住宅整備促進事業

民間賃貸住宅の性能向上を図ることにより、環境負荷低減と生活の質を向上するため、一定の性能基準を満たした民間賃貸住宅に対する補助制度を平成30年度に創設しました。令和7年については実績はありません。

② 住宅省エネルギー改修補助事業

ニセコ町内における家庭からの二酸化炭素排出の削減を図るため、住宅の省エネルギー改修工事を行う者に対して補助金を交付し、環境負荷低減の促進を図っています。令和7年については、1件の実績がありました。

(5) 簡易水道事業

① 水道事業の運営

町水道は、簡易水道 1 地区、専用水道 1 地区、飲用水供給施設 2 地区で水道水の供給を行っており、その普及率は 96.6%です。

水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員の人件費などの運営経費、水道施設建設時に借りたお金を返済する水道施設建設等償還金（借金の返済）等に支出しています。

令和 6 年度から簡易水道事業は公営企業会計で運営しています。

② 水道施設の維持管理事業

水道管及び浄水場など水道施設の維持管理を民間事業者へ委託しています。

水質検査は蛇口からの通常検査（毎月 1 回）のほか、水源池の原水精密検査（年 1 回）と浄水精密検査（年 4 回）を行っています。近年は、新たに P F A S という化学物質の危険性も指摘されるようになっており、ニセコ町では令和 6 年度から年 1 回の検査を実施しています。

水道施設や漏水事故による損害、水質事故による損害など本町でも起こりうる水道事故への賠償に備えるため、水道賠償責任保険に加入しています。

なお、令和 7 年度は水道本管での漏水事故が 4 件発生し修繕工事を行っています。

③ 量水器（水道メーター）取替事業

計量法に定められた 8 年を経過した量水器（水道の水量を計測する機器）について取り替えが必要となります。

令和 7 年度は平成 29 年度に設置した量水器が対象となり、317 台の取替工事を行っているほか、令和 8 年度から運用を開始する無線メーター（スマートメーター）の設置工事も実施しています。

④ 施設更新整備事業

配水施設では、曾我地区の減圧水槽内の防水シートの更新工事を行っています。

また、各地区の水道施設で更新時期を迎えた機械設備の更新工事を実施し、曾我地区の減圧水槽水位調整弁及び浄水場送水ポンプの更新、市街地区配水池の滅菌機更新、有島地区増圧ポンプ室の床排水ポンプ更新、ニセコ地区配水池着水流量計更新などを行っています。

⑤ 施設拡張整備事業

市街地区で水量確保のため浄水場造成工事と導水管布設工事、区域拡張による配水管新設工事を行っています。

(6) 公共下水道事業

① 下水道事業の運営

ニセコ町の下水道は、整備予定区域の 95.9%の区域で整備が完了しています。また、水洗化率は 98.2%となっています。

令和 7 年度は公共下水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員の人

件費などの運営経費、下水道管理センター建設時に借りたお金を返済する下水道施設建設等償還金（借金の返済）等に支出しています。

令和6年度から公共下水道事業は、公営企業会計で運営しています。

② 下水道施設維持管理事業（下水道管理センター・ポンプ所・下水道管）

現在、各家庭から出る汚水の量は、一日約700m³にもなります。汚水は、下水道管やポンプ所を通り抜けて下水処理場に集まり、きれいな水と、泥（「汚泥」）に分けられ、浄化された水は真狩川へ放流されています。汚泥は堆肥センターへ運ばれ、生ごみと共に堆肥化されています。令和7年度は227tの汚泥が発生しています。

家庭から出された汚水をきれいな水へ浄化するためには、污水管やポンプ所、下水処理場などの各施設が正常に機能しなければなりません。そのために下水道管理センターの運転管理やポンプ所の各施設の適正な維持管理を行っています。

下水道管理センターでは屋根の塗装修繕工事を行っています。下水道施設では、機械設備及び電気機器の分解整備、部品交換を行い施設の延命を図っています。下水道管路の維持管理については、管路清掃を行っています。

③ 公共下水道整備事業

本町の下水道設備は供用開始後24年が経過し、機械設備及び電気機器が老朽化により更新の時期を向かえています。町では計画的な更新を行なうため令和3年度に策定した下水道ストックマネジメント計画に基づき下水道施設機械設備及び電気設備の更新工事を行っています。また、令和7年度に第2次ストックマネジメント計画を策定し、令和8年度から新たな設備更新計画に沿って整備を進めていきます。

④ 農業集落排水事業（西富地区下水道事業）

農業集落排水事業は蘭越町を事業主体として広域的に進めています。機能的には下水道事業と同じです。これらの共同処理費用（運営経費や施設の維持管理経費）の一部を蘭越町に負担金として支出したほか、下水道管の布設や下水道処理場建設時に借りたお金を返済する農業集落排水事業施設建設等償還金（借金の返済）に支出しています。

農業集落排水施設では令和4年度から施設更新を蘭越町が主体となって進めています。令和7年度は蘭越町所管処理場の維持管理に係る費用の一部負担金を蘭越町に支出しています。

（7）河川・公園の維持管理

普通河川のパトロールを行い、強風や大雨による倒木処理など地域住民の安全・財産確保のため、維持管理を行っています。

公園の管理は、農村公園（ちびっこ広場）、曾我森林公園（東啓園）、有島記念公園、有島小公園、本通小公園、ニコまる公園、キラりん公園等の維持管理を行い、そのほかに公園の遊具点検など、安全に遊べる公園管理を進めています。令和7年度は、農村公園（ちびっこ広場に）、遊具を2基設置しました。

交通

(1) にこっとBUS(デマンドバス)の運行について

ニセコ町では平成24年10月から「にこっとBUS」を運行しています。令和7年度はデマンドバス予約システムについて、6月からAIを使用したシステムに移行し、合わせてキャッシュレス決済も使用できるようになりました。令和8年3月にはWEBでの予約受付を開始し、開始数か月で4割がこのシステムでの予約となっています。これにより利用者の利便性向上と電話オペレーターの業務軽減が図られています。

【にこっとBUS乗車実績】 (過去5年分の4月～3月まで)

年度	乗車件数(件)	乗客数(人)	日平均乗客数(人)
令和3年度	12,029	14,286	39
令和4年度	13,016	16,688	46
令和5年度	13,088	17,425	48
令和6年度	12,839	16,221	44
令和7年度	8,894	16,221	44

(2) 周遊バス、生活バス路線(福井線)の運行について

①周遊バス

令和7年度は冬期周遊バスのほか、町民や観光客の利便性向上に向け夏期周遊バスの試験運行を行いました。乗車実績などは下記のとおりです。

・夏期周遊バス

運行期間：8月9日から9月7日(11日間)

利用人数(人)

年度	有料	無料	計
令和7年度	試験運行により 全部無料	256	256

・冬期周遊バス

運行期間：11月29日から3月22日(114日間)

料金：1乗車100円(小学生以下無料)、町民無料

利用人数(人)

年度	有料	無料(町民)	計
令和3年度	535	688	1,223
令和4年度	3,532	1,180	4,712
令和5年度	5,716	1,341	7,057
令和6年度	9,519	2,811	12,330
令和7年度	9,854	5,686	15,540

②生活バス路線の維持費補助

蘭越町とニセコ町を結ぶ福井線は、生活バス路線として蘭越町とニセコ町が補助をしました。なお、この路線は利用者の減少や運行事業者の乗務員不足により令和7年

11月30日で廃止となっています。

(3) 北海道新幹線及び北海道横断自動車道の建設促進について

①北海道新幹線

北海道新幹線は、平成28年3月に新函館北斗駅が開業し、道民の長年の悲願である新幹線が北海道に上陸しました。新函館北斗・札幌間は、平成24年6月に工事実施計画が認可され、引き続き新幹線の早期完成に向け要望を行いました。

また、北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議において、経営分離後の運行方法などを北海道及び沿線市町と協議し、令和4年3月開催の後志ブロック会議において、「長万部・小樽間」の全線バス方式による運行が確認されています。

平成24年 6 月	北海道新幹線新函館北斗ー札幌間の整備新幹線着工認可
平成24年11月	事業概要説明 以降測量やボーリング調査等を実施
平成26年12月	昆布トンネル（桂台工区）着工
平成27年12月	昆布トンネル（宮田工区）着工
平成28年 3 月	北海道新幹線 新青森・新函館北斗間開業
平成30年 7 月	ニセコトンネル工事着工
令和 3 年 8 月	羊蹄トンネル掘削開始予定
令和 5 年 6 月	宮田高架橋外1か所 着工
※開業予定 令和20年度末以降に延期	

②北海道横断自動車道

道路網の形成は、地域経済の活性化、高次医療施設への搬送時間の短縮、さらに大規模災害時の代替ルート機能確保のため必要なものです。

特に北海道は、他の都府県に比べ広大な面積を有し、道内主要都市や地方生活圏を結ぶ高規格道路ネットワークの必要性は極めて重要であります。

後志自動車道については、令和7年3月に仁木ICが開通しましたが、引き続き早期全面開通を目指し、国に対して安定的な予算確保を要望しています。

(4) 地域安全対策事業

町は、各関係機関・団体と連携を図りながら、各種交通安全対策や交通安全運動を実施しており、その運動を支える2つの団体（ニセコ町交通安全推進委員会、ニセコ町交通安全協会）の活動費に対し補助を行っています。

各団体は連携し、ニセコ町交通安全指導員協力の下、年間6期の交通安全運動や朝の街頭指導、交通危険箇所への交通安全旗及び看板設置、交通安全啓発活動等を実施しています。

また、10月1日には、交通事故や犯罪、暴力のない社会を理念とし、ニセコ町交通安全推進委員会、ニセコ町交通安全協会、ニセコ町防犯協会を統合した「ニセコ町地域安全協会」が発足し、交通安全運動や防犯運動を実施しています。

本町においては、令和7年度に死亡事故などの重大交通事故は発生しておりません。引き続き、町民のみならず通過車両に対しても交通安全対策の積極的な推進に努めます。

道路・除排雪

(1) 道路など

より良い住民生活の実現と、経済・社会活動の活性化を図る上で必要不可欠な道路環境の整備と、冬期間においても安全な道路交通を推進するため、道路改良舗装事業や除雪対策事業を行い、生活環境整備に努めました。

- ・町道整備状況（道路台帳）：190路線 実延長180km
（令和8年3月末） 改良率67.4%
舗装率64.0%

① 町道の整備

町道豊里東通舗装改良工事L＝155mと町道ニセコミライ通無電柱化工事L＝340mを行いました。小規模な道路附帯工事など安全な道路交通網の整備を進めました。

② 道路維持管理事業

町道における側溝の清掃、砂利道路及び舗装道路の維持補修、雑木除去など地域住民の安全走行確保のため、日常的に道路点検を行い道路の維持管理を実施しました。町道の草刈については、年2回を基本に実施し、一部の道路など、資源保全推進会の協力を得て、道路交通の安全確保に努めました。

③ 橋梁の整備

橋梁の長寿命化を図るため、平成25年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、橋梁の点検・設計・工事を国の交付金事業の採択を受け補修工事を進めています。令和7年度は橋梁点検（10橋）を実施しました。

(2) 除雪対策事業

冬期間の安定した生活道路の確保のため、民間事業者への委託により町道129kmの除雪を実施しました。また、生活道路除雪費補助として、26団体に道路除雪費の一部を補助しています。

健康・医療

(1) 健康づくり

誰もが心身ともに健康で笑顔で暮らせるために、健康づくりの充実など必要な対策を講じ、高齢者が安心して暮らし、子ども達が健やかに成長できるよう健康づくり事業の向上に努めました。

① 健康づくり推進活動

ニセコ町民健康づくり推進協議会及び保健委員会を開催し、医療福祉等の関係者や地域の保健委員と健康づくりに関する情報交換を行いました。

② 保健・医療施設整備

町民が安心して、必要かつ質の高い医療が受けられるよう、引き続き倶知安町を中心として近隣町村とともに、救急当番病院の開設費や訪問看護ステーション運営費などを助成し、救急医療や在宅ケアの充実を図りました。

③ 妊婦さんの健康診査

妊婦健康診査は、すべての妊婦に定期健康診査14回、超音波検査6回を上限に助成しました。妊婦1人平均10.1回の助成利用があり、妊娠中の健康管理と、経済的負担軽減に役立てていただいています。

④ 乳幼児の健康診査

乳児、1歳6か月、3歳児の成長の節目となる時期に健康診査を実施し、それぞれ対象児の83.7%、85.7%、87.5%の乳幼児が受診しました。また、就学前の相談機会となる5歳児健康診査については、94.3%の幼児が受診しました。

健診未受診や発達支援の必要な乳幼児へは訪問支援などを行い、令和5年2月から始まった「出産・子育て応援給付金事業」は、「妊婦のための支援給付」と事業名称を変更して実施し、1回目（妊娠）30件及び2回目（出産後）25件に対しそれぞれ5万円の給付を行いました。

むし歯予防対策では、歯科健診と予防指導及びフッ素塗布事業を年2回実施し、継続した健診とブラッシング指導を行いました。またフッ化物先口によるむし歯予防は、幼児センター年中・年長児及びニセコ小学校1.2.3年生、近藤小学校の希望者に対して実施しました。

⑤ 管理栄養士の活動

管理栄養士による生活習慣病予防や改善を目的とした成人向け料理教室を2回、夏休みと冬休みにこども料理教室（食の安全安心教室）を9日間19回開催しました。また、食生活についての相談業務を引き続き行ったほか、乳幼児を対象とした離乳食教室（育児セミナー）を3回、幼児センターでの幼児食教室（食育教室）を10回開催し、食を通しての子育て支援に取り組みました。

⑥ 健康づくりの啓発・訪問相談事業

介護予防の視点からも働き盛り期の健康づくりは重要であり、健康運動教室は前期10回、後期8回開催し、運動の楽しさと継続することによる効果を学びました。

社会福祉協議会が実施する健康支援事業では、参加者の血圧管理や運動歩数の記録などによる健康管理を行いました。

地区巡回健康教室は、3地区で地域の方の参加により3回開催しました。

⑦ 成人の各種健康診査

30歳以上の方を対象に、内臓脂肪症候群の増加を防ぎ、生活習慣病の予防のための特定健康診査と各種がん検診を実施しました。国保特定健診の受診者数は256名で受診率は35.4%となりました。引き続き受診率の向上に努めて行きます。

また、がん検診推進事業として子宮がん検診無料クーポン券、乳がん検診無料クーポン券を配布し、がん検診受診率の向上に努めました。各クーポン券利用者は子宮がん検診29.0%、乳がん検診23.4%となりました。

⑧ こどもの予防接種

乳幼児期の定期予防接種では対象児の平均接種率が72.7%となっています。また、19歳未満の季節性インフルエンザ対策では、ワクチン接種費用の一部について助成を行い、接種率は11.8%となっています。

⑨ 大人の予防接種

季節性インフルエンザ対策では、19歳～64歳の非課税世帯の方と65歳以上の高齢者を対象にワクチン接種費用の一部助成を行い感染予防に努めており、65歳以上の方の接種率は、46.7%となっています。

また、65歳以上の高齢者を対象に带状疱疹ワクチンの費用助成を行い、助成件数は延べ43件となっています。

高齢者肺炎球菌ワクチンについても一部助成を行っており、接種率は36.7%となっています。

新型コロナウイルスワクチンは令和6年度から予防接種法上の定期接種（B類）に位置付けられることとなり、65歳以上の方、60～65歳未満の基礎疾患等を有する方で、接種費用の一部助成を行いました。接種率は、14.2%となっています。

また、医療従事者等の接種希望者を対象に、接種費用の助成を行いました。接種者は36名でした。

⑩ エキノコックス感染防止対策

町民有志の方々の協力をいただき、ベイト（虫下しを混ぜたキツネの餌）散布によるエキノコックス駆除事業を年7回実施しました。また、感染状況調査について、抗原陽性率（キツネのフンにエキノコックス成虫が出している排出物があるもの）は0%、虫卵陽性率（キツネのフンにエキノコックスの虫卵があるもの）は0%でした。

（2）国民健康保険事業

国民健康保険事業は、平成30年度から北海道が保険者となり、ニセコ町は窓口業務や保険税の賦課徴収事務、特定健診事務等の事務を行っています。

特定健診では、1日簡易ドックの受診者と合わせ256人が受診し、そのうち13人に保健指導を行っています。

また、受診率向上や重症化予防に向けた取り組みとして、特定健診受診者への綺羅ポイントの進呈や受診勧奨通知の年3回の送付、健康アプリを活用した生活習慣病の重症化予防、簡易ドックの自己負担額の減額など行いました。

令和7年度から子育て世帯の経済的負担軽減を目的として、18歳未満の子どもに係る国民健康保険税の均等割額を全額免除しています。

ニセコ町の国保会計の状況は、令和6年度後志広域連合分賦金清算金1,144万円の収入があったことなどから、国保基金へ1,921万円の積立てを行いました。年度末現在の基金残高は、1億2,952万円となっています。

国民健康保険の被保険者数、医療給付費など

区 分	実 績
被保険者数	1,323人
保険医療給付費	
給付件数	14,142件
給付金額	3億5,127万円
1人当たりの年間医療費	26万円
高額医療費	3,843万円

(3) 後期高齢者医療事業

後期高齢者医療制度は、医療機関での窓口負担を除いた医療費のうち、約5割は税金、約4割は若い世代の方が加入する医療保険からの支援金、約1割は高齢者の方の保険料で賄われ、国民みんなで支え合う仕組みとなっています。

この高齢者の保険料は2年ごとに保険料率を見直すことになっており、令和7年度の保険料率は、均等割52,953円、所得割11.79%となっています。

ニセコ町の後期会計の決算状況は、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金7,625万円、事務経費139万円、会計の歳出額は7,764万円となりました。

また、特定健診受診率向上の取り組みとして、特定健診受診者への綺羅ポイントの進呈や受診勧奨通知の送付等を実施し、フレイル予防等を目的に高齢者健康教室を行いました。

(4) 医療に対する各種給付事業

ニセコ町では子育て世帯の保護者負担の軽減を図るため、こども医療給付事業の対象年齢を18歳までのすべての子どもとし、所得制限は撤廃しています。令和7年度の医療給付費は、1,526万円となりました。

また、重度心身障がい者医療給付事業及びひとり親家庭医療給付事業も所得制限を撤廃しており、医療給付費は684万円となっています。

未熟児養育医療給付事業の令和7年度実績は0件でした。

福祉

(1) 高齢者の福祉

ニセコ町第8期高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者が自立して暮らすことができる健康づくり、高齢者が安心して生活できる支援体制づくり、高齢者がいきいきと暮らせる生活環境づくりを基本目標に、高齢者福祉を推進しました。

具体的な取り組みでは、福祉灯油の助成、私道除雪サービス、高齢者住宅前通路除雪費扶助、綺羅乃湯入館料の助成、高齢者緊急通報装置の貸し出し、喜寿・米寿・白寿の節目に長寿祝金を支給、敬老会の開催及び祝い品の発送、老人クラブや高齢者事業団への運営費補助、老人福祉施設入所費扶助などを実施しました。

地域福祉の活動拠点を担う社会福祉協議会では委託事業として、高齢者の自立した生活を支援するための除雪派遣サービスを行ったほか、配食サービスを週2回実施しました。

また、新たな委託事業として生活支援コーディネーターを配置し、これまでアプローチできなかった町民への声掛けや地域全体で高齢者を支える環境づくりを進めるため「地域生活支えあい環境づくり事業」をスタートさせています。

認知症高齢者の重度化防止や家族介護の負担軽減を図るため、高齢者グループホームの運営に必要な経費についてニセコ福祉会へ補助し、安定的な運営が行われるよう支援しました。また、老朽化しているニセコ福祉会の施設設備等について、ニセコハイツの電灯更新、超音波噴霧器入替、調剤供給機購入、グループホームきら里の居室洗面台取替に係る経費を補助金により支援しました。

(2) 介護保険事業

高齢者は、長年生活してきた地域で暮らし続けることを望んでいる方も多いため、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護予防事業を中心とした運動教室（貯筋教室）、高齢者向け健康教室、家族介護教室を開催しました。また、高齢者声かけ支援事業、救急医療情報キットの配布、虚弱高齢者への訪問支援事業を実施し、在宅生活の支援を充実しました。

令和7年度介護保険事業の後志広域連合負担金の合計額は、6,943万円とです。内訳は、在宅・施設サービスなどの介護給付費の町村負担金5,114万円、介護予防事業費及び包括的支援・任意事業費539万円、介護認定審査会経費198万円、事務費等962万円、低所得者保険料軽減負担金130万円となっています。

意思能力の継続的な衰えが認められた高齢者などに、法律的な支援を行う成年後見人制度については、社会福祉協議会への委託事業として制度の普及を図ったほか、令和7年度は1名の町長申立の相談がありました。

(3) 児童福祉・ひとり親福祉

児童福祉について、児童手当の給付を行うほか、ひとり親福祉対策では、低所得世帯への福祉灯油助成を継続して実施しました。

(4) 障がい者福祉の充実

障害者総合支援法等に基づく第4次ニセコ町障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画に基づき、支援の必要な方へ必要なサービスを実施しました。

具体的取り組みでは、障がい者自らがサービスを選択利用する訪問系支援（ホームヘルプ）、日中活動系支援（就労移行支援、就労継続支援、短期入所支援）、居住系支援（グループホーム、施設入所支援）のほか、身体障がい者（児童）補装具の給付、重度身体障がい者日常生活用具給付を行いました。

また、障がい者への福祉事業として、移動支援事業やじん臓機能障がい者通院費、障がい者福祉施設通所費、心身障がい児の療育施設通園費に対する費用の一部助成、障がい者及び介護者に対する綺羅乃湯入館料の一部助成、重度障がい者タクシー料金扶助を行い、支援体制の充実を図りました。更に、知的障がい者福祉の充実を図るため、地域活動支援センター（生活の家）に対する運営費の助成と障がい者福祉団体である身体障害者福祉協会に対して引き続き助成を行いました。

(5) 子育て世帯に対する物価高対応子育て応援手当事業

国の総合経済対策により、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、子育て世帯に対する給付金の支給事業を行いました。

対象児童 令和7年9月分の児童手当の支給対象児童

(※令和7年9月に出生した児童については10月分)

令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

給付額 こども一人につき2万円

給付実績 1,522万円（437世帯、こども761人分）

(6) 食品衛生事業

町では、俱知安地方食品衛生協会に加入し、食中毒の防止や食品衛生の普及対策を行っています。

令和7年度の「食中毒警報」は、6月19日から9月9日の間に16回発令され、町のホームページとラジオニセコによりお知らせしました。この間、町内では食品に関する事故はありませんでした。

食中毒防止のため、今後も関係機関と連携した取り組みを進めます。

(7) 街路灯の維持

町が所有している街路灯の電気料は、LED化したことにより平成27年度と比較し約30%の削減となっています。また、自治会等が管理している街路灯の電気料に対し65%以内の額を助成しています。

令和7年度は自治会等が設置した街路灯の新規及び修繕に関する助成はありませんでした。

・街路灯の設置数 町管理：388基、自治会等管理：239基、計：627基

(8) 消費者保護の取り組み

平成22年からニセコ町、京極町、喜茂別町、留寿都村、真狩村、蘭越町、黒松内町の7町村の共同運営により、消費者からの相談を公正な立場で対応する「ようてい地域消費生活相談窓口」の設置並びに専門相談員を配置し、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどの業務を行っております。ニセコ町役場内に窓口や相談ダイヤルを設け、専門の相談員により相談やあっせんなどの業務を行い、令和7年度の相談内容の特徴は、インターネットショッピングのトラブルやスマートフォンに届いたメッセージに関するもの、電話回線やインターネット回線の電話勧誘に関するものの相談が多く、100件の相談を受けています。今では地域にとってなくてはならない大切な窓口の一つとなっています。

(9) しりべし弁護士相談センターの運営

法律相談は管内各町村が負担し、岩内町で地域の法律相談窓口の確保を図っています。

平成25年10月より札幌弁護士会地域司法対策員会主催による無料法律相談会がニセコ町民センターを会場に毎月第1、第3火曜日の2回（後志地域9町村）で開催され、令和7年度は32件の相談を受けています。

(10) 原子力防災への取り組み

① 北海道原子力防災訓練の実施

北海道並びに本町を含む後志管内13町村が実施主体となり、平成24年度から13回目の北海道原子力防災総合訓練を実施しています。

本町では、災害対策本部など設置運営訓練、緊急事態応急対策など拠点施設（OFC）運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時環境放射線モニタリング訓練を行い、役場職員及び原子力防災関係者の知識・技能の維持向上を図りました。

② 泊原子力発電所の安全対策の確認

原子力環境センターが実施する四半期ごとの立入調査に防災担当職員を同行させ、泊発電所の放射性廃棄物の放出保管状況の確認や安全確認に関する情報収集などを行いました。

(11) 防災力の強化と防災資機材の充実

防災対策の担当として、役場総務課に防災職員を配置し、役場職員の連携のもと、自然災害並びに原子力災害に備えました。

平成22年度から防災資機材の整備充実を進めており、令和7年度は、原子力防災対策費補助金を活用して、備蓄食料品・飲料水、避難所開設用パーテーション及び職員用防災作業服、防寒着を購入しました。

このほか、防災訓練、防災ラジオ起動訓練など災害発生時に的確に対応するための取り組みを行いました。

空間放射線量の測定及び公表については、北海道が設置する環境放射線モニタリング機器で測定を行い、その結果を広報ニセコで行いました。

(1 2) 消防力の強化

羊蹄山ろく消防組合では、消防体制の充実を図り地域みなさんが安心して生活ができるよう計画的な機器の更新や職員研修を行い、消防力強化に取り組んでいます。

婦人消防クラブ、少年消防クラブの育成に努め、町全体の消防力、救急への対応力の向上を図っています。また、消防新庁舎を旧役場庁舎跡地に防災施設の拠点として、消防車両、救急車両、資器材等消防職員の執務環境や防災倉庫を新たに整備するために、E C I 方式による実施設計に基づいて新ニセコ消防庁舎の建設工事を実施しました。

(1 3) 防災拠点としての役場新庁舎

役場庁舎は、町民が気軽に訪れる施設であると同時に、町民を守る防災拠点として、災害時にも対応できる重要な施設であります。災害時にすぐに活動できるように機能維持を行いつつ、町民に親しまれ、日頃から利用していただけるよう施設を適切に管理していきます。また、役場庁舎に隣接した新消防庁舎においても、有事の際には連携し災害時に対応できるようにさらなる強化を図っていきます。

5. 相互扶助のまちをつくる

住民参加・地区活動

(1) ニセコ町総合計画とニセコ町自治創生総合戦略の推進について

令和5年度に作成した第6次ニセコ町総合計画（令和6年度～令和17年度）では、「こども未来共創都市ニセコ～ニセコ町の美しい景観と自然を未来のこどもたちへ～」を目指す姿とし、5本の目標を掲げ計画を推進しています。

また、地域経済を豊かにし資金や人材を呼び込むための地域経済戦略である自治創生総合戦略では、令和7年3月に第3期ニセコ町自治創生総合戦略を策定し、第2期計画から切れ目なく自治創生に向けた取り組みを進めています。

(2) ニセコ町まちづくり基本条例の運用について

ニセコ町まちづくり基本条例は、現在の住民自治に相応しいものであり続けるために、4年に1度見直し作業を行っています。前回（第5次）は令和5年度から令和6年度の2年間で作業を終え、その見直し作業のもと、令和7年6月に条例改正を行いました。

ニセコ町は、小規模自治体でありながら社会増を背景に人口規模は微増していますが、一方で住民ニーズは多様化しており、住民自治を形成していくために、今後もまちづくり基本条例を運用していきます。

(3) まちづくり活動について

① まちづくり委員会

まちづくりの様々な議論の場として、必要に応じてニセコ町まちづくり委員会を設置します。

子どもたちがまちづくりに参加する場として、「小・中学生のまちづくり委員会」を設置し、教育委員会が取り組む「子ども議会」とともに、子どもの社会参画を育む場として継続した取り組みを進めています。

② ふるさとづくり寄付

まちづくり基本条例（第14条及び第50条）で規定する町内外の人々との連携による多様なまちづくりへの参加を実践するとともに、寄付金を財源として寄付者の社会的投資を具体化することにより、他の都市に住む人の第二のふるさとづくりを目的として、ニセコ町ふるさと寄付条例を平成16年9月17日に制定しました。

また、寄付者とのつながりを持つためふるさと住民カード「ニセコアンカード」の発行を行い、対象者にはニセコ町の情報発信などを行っています。

令和2年度からは企業版ふるさと納税をスタートし、多様な参加・パートナーシップによる個性あふれるふるさとづくりを進めています。

【令和7年度：寄付額】

個人：160,148,400円／3,064件（前年度141,302,000円／2,922件）

企業：60,393,542円／21件（前年度152,082,470円／22件）

【ふるさと住民票発行者数】

令和7年度末：261人（前年度末244人）

（４）住民主体による花や木の植栽等によるまちづくり活動について

NPO法人ニセコまちづくりフォーラムが中心となり地域住民が実施する「ニセコ綺羅街道植栽事業」並びに、中央地区連合町内会が主催する「ハロウィンカボチャによる中央地区周遊地活性化事業」に対して補助を行いました。

（５）国際交流事業について

世界各国から国際交流員（CIR）を受け入れ、国際交流・多文化共生・観光振興等に従事していただいています。令和7年度にはこれまでの国際交流イベントを拡充し新たにワールド祭りを開催するなど国際交流に関するイベントの企画・運営のほか、各母国語での通訳・SNSでの多言語発信・転入外国人に対するウェルカムキッド（暮らしの情報資料）の作成・配布など、地域の国際交流相互理解及び国際化を推進しています。

令和7年度は、カナダ、中国、ドイツ、ベルギー、インドネシアから計6人の交流員を受け入れ、これまでの受入れ総数は26人となりました。

（６）移住・定住対策について

移住定住相談体制の充実に向け、令和元年度から委託事業により移住定住支援員を配置し、役場以外にも移住定住相談窓口を設置しています。対面／オンラインでの相談対応や移住相談会への出展、さらに支援員のメディア出演によるPR活動などに取り組みました。

（７）地域おこし協力隊・集落支援員事業について

地域おこし協力隊は平成23年度から導入しており、令和7年度は継続隊員19人、新規隊員3人の計22人となりました。また、お試し協力隊の実施によりミスマッチ対応にも取り組みました。卒業隊員は13人で、そのうち6人がニセコ町に定着し、個人事業主や町内就職として活動しています。

集落支援員は平成22年度から導入しており、令和7年度は15人が様々なまちづくり活動やまちづくりを通じた点検活動により、集落の実情や課題を把握し、集落の維持活性化に必要となる対策を行っています。

（８）広報広聴活動について

町の広報広聴活動は、ニセコ町まちづくり基本条例に規定する情報共有や住民参加の機会を確保する大切な活動として工夫、改善しながら取り組みを進めています。

①広報紙、予算説明書

広報ニセコ、予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」は、町民のみなさんからの意見を伺い内容の工夫を行いながら、町の説明責任を果たし情報共有を進めるために継続発行しています。

② 町公式ウェブサイト（インターネット）の状況

システムの老朽化等により、平成30年3月27日から新たなウェブサイトを公開しています。

- ・サーバーの高速化、セキュリティ強化

- ・検索性の向上、情報の整理

5,000ページから1,600ページへ削減

- ・多言語化対応

英語、中国語及び韓国語での対応

単独でのページ作成をやめ、全てのページを多言語化し、部分修正が可能

海外の検索サイトでもヒットするように改善

- ・SNSとの連携向上

町公式SNSや地域おこし協力隊公式SNS、国際交流員公式SNSと連携し積極的に情報を発信。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ページビュー数	1,189,130	1,121,797	1,224,346	1,238,911	2,137,899
セッション数	537,720	482,678	433,271	557,466	1,199,030
平均セッション時間	1分31秒	1分40秒	1分23秒	1分20秒	44秒

③ まちづくり町民講座等

町の主要課題を自由に話し合う場として、令和7年度のまちづくり町民講座は、令和7年度の予算と今後のまちづくりをテーマに開催し、68人が参加しました。まちづくり懇談会は、4月～5月は町内3会場で開催し、延51人が参加し、11月～12月は町内14会場で開催し、延184人が参加しました。こんにちは町長室・おぼんです町長室は9回開催し、18人の来訪がありました。

④ 各種団体等視察の受け入れ

自治体間の視察は、優れた施策や活動を学び合い、今後の業務遂行に取り入れる好機となる行政特有の取り組みです。

令和7年度は、SDGs未来都市の取り組みや新庁舎、持続可能な観光などに関する視察等について、議会、自治体、大学など49団体422人（前年度44団体、398人）を受け入れています。

（9）コミュニティFM事業について

情報共有、防災機能強化の一環として、ラジオニセコに対し委託事業及び補助金による継続支援を行いました。

令和8年1月末防災ラジオ配布状況

- ・貸出総台数 1,399台／3,740世帯・事業所（貸出率37.4%）
日本人世帯：1,204台／2,366世帯
外国人世帯：23台／1,033世帯
事業所：174台／341事業所（うち84台世帯重複）
- ・その他 別荘18台、公共施設63台

コミュニティFM

平成20年12月の「そよかぜ通信」廃止後、役場からの行政情報や防災情報など地域のコミュニティ活動を情報面から支援し、活動の活性化に寄与できるコミュニティFM「ラジオニセコ」を平成24年3月31日に開局しました。

ラジオ局開設にあたっては、放送局の開局準備、放送施設に係る設備を町が整備し、放送局の運営は法令により町ができないことから、株式会社ニセコリゾート観光協会が行っています。

町では、緊急告知付きラジオを町民世帯と町内事業所に無償貸出を行い、災害時等における緊急情報の発信により、いち早く防災情報の伝達が可能となりました。また、実際の防災に備えて、防災ラジオ緊急等試験放送や職員の訓練目的で割込み放送を定期的に行っています。

（10）中央倉庫群の再活用について

町民や観光客などが交流し、気軽にくつろげる休息の場を提供し、また、町民の生活文化や教養の向上を図り、本町の地域振興と産業の活性化に資する施設として運営しています。

これまで、指定管理者とともに子育て支援や町民利用促進、テレワーク機能の充実、チャレンジキッチンの運営などに取り組んできました。

【指定管理内容】

指定管理者	合同会社エッジストーン
指定期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
対象施設	旧でんぷん工場、広場

【経緯・状況】

- 平成23年度：中央倉庫群再活用事業スタート
- 平成27年度：改修工事完了、管理運営団体（指定管理者）決定
- 平成28年度：施設オープン、テレワーク機能整備
- 令和元年度：指定管理者変更、ワーケーション連携協定締結、子育て支援充実
- 令和2年度：テレワーク機能強化、木製遊具整備、移住相談窓口設置
- 令和3年度：チャレンジキッチン、ワーケーションモデル事業
- 令和4年度：チャレンジキッチン、キッチンレンジフード更新
- 令和5年度：テレワーク環境整備（キャンピングオフィス備品）
- 令和7年度：1号倉庫を指定管理から民間貸付へ移行

【施設の利用状況】 延べ利用者数（人）

月	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
4月	821	735	357	318	567
5月	426	1,129	873	942	461
6月	398	966	688	1,084	615
7月	1,138	1,321	798	548	652
8月	600	811	485	555	809
9月	131	1,137	594	1,905	3,048
10月	1,110	1,669	2,344	2,442	1,700
11月	1,115	554	397	549	455
12月	814	575	370	493	475
1月	490	747	442	641	426
2月	616	742	760	451	544
3月	315	449	952	653	562
合計	7,974	10,835	9,060	10,581	10,314
月平均	665	903	755	882	860

（11）官民連携によるまちづくりについて

企業等との多様な連携を地域づくりに活かしていくため「ニセコハートラボ」の仕組みを立ち上げています。ニセコハートラボは「共感」をベースにまちづくりをより促進させていくために、多様なステークホルダーと技術・ノウハウ・人的及び資金リソースの共有と連携を通じて、持続可能なまちづくりの基盤づくりを目指すプロジェクトです。令和7年度は新たに2件のオフィシャルパートナーとして協定を締結し、これまでの累計は3件となっています。

（12）コミュニティ運動の推進

自治会活動とコミュニティの活性化を推進するため、地域自治振興交付金制度により支援しました。

- ・地域自治振興交付金の交付状況：56自治会、4,047,500円

（13）地域コミュニティセンターの維持管理

ニセコ町民センターの管理運営については、ニセコ町商工会に委託しており、令和7年度は、4,031件、54,600名の方が利用されました。

西富地区町民センターは、周辺地域のみなさんが主に利用しており、使用時の玄関開錠や施錠・点検等一部業務を、地域の方に委託しています。なお、令和元年度に新しい西富地区町民センターが完成し、令和2年度の駐車場など外構工事の実施によって、西富地区町民センターの一連の整備が完了しています。

また、地域の集落再編により設置された各コミュニティセンターの維持管理については、指定管理者制度を適用し各地域自治会が行い、火災保険料や駐車場の除雪など費用

の一部は町が負担しています。

令和8年度中に指定管理制度の更新期を迎えることから、更新の継続や施設の維持管理などの課題の聞き取りも含め、今後も各自治会と連携し施設の適正な管理に努めます。

・対象施設：ニセコ町民センター、西富地区町民センター、近藤・元町・里見・ニセコの地域コミュニティセンター、福井地区コミュニティセンター、曽我活性化センター

(14) 情報公開、個人情報保護

「ニセコ町情報公開条例」に基づき、町民のみなさんの知る権利を保障するため、情報開示を積極的に行うとともに、個人情報保護法に基づき制定した「ニセコ町個人情報の保護に関する法律施行条例」により、個人情報が適切に保護されるように必要な対策を行っています。

また、「ニセコ町情報公開・個人情報保護審査会条例」に基づき、情報公開・個人情報保護審査会を設置し、町が行う情報公開及び個人情報保護に対して調査や審議の必要性が生じた際、適切に対応し、町の情報を公平公正に公開しています。なお、令和6年度の情報公開の運用状況と個人情報の取扱いについては、令和8年6月に開催したニセコ町議会定例会にて報告し、広報ニセコ7月号にも掲載しています。

町財政

(1) 議会の活動

令和7年は、定例会4回、臨時会4回、合わせて8回の議会を開催しました。条例の制定や改正、予算の審議、陳情書や意見書等の審議を行っています。特に、当初予算及び年度決算については、特別委員会を設置し時間をかけて集中的に審議を行っています。

常任委員会（総務及び産業建設）の活動では、それぞれが所管する事務について調査を行う「所管事務調査」を実施しました。議会が議決した予算がどのように執行されているのか、当面する行政課題は何かなど、担当課等から説明を受け、職員と意見交換をしつつ改善点の申し入れを行っています。

このほか、行政側の政策課題や提出された議案の理解を深めるため、全員協議会を開催しました。消防庁舎の建て替え、ニセコ国際高校の開校に向けた取り組み（学校改革）や宿泊税の定率化、所有権移転登記手続請求酵素事件の対策など、町の重要な課題について確認し議論しています。

今後も町民の視点に立った議会活動を行い、町政の監視と必要な政策決定、課題解決に取り組んでいきます。

(2) 議会の広報活動

令和7年度は議会広報誌「議会だより」を4回発行しています。作成にあたっては、議会だより編集委員会で議論し、構成や内容を決めています。多くのみなさんに読んでいただけるよう、随時紙面の見直しを行っています。

このほか、令和6年5月から映像配信サービスのYouTubeを利用した動画（録画）の

配信を行っています。「議会だより」や議会ホームページでの情報発信とあわせ、今後も議会広報の充実に取り組みます。

(3) 監査委員の活動

毎月の出納検査のほか、8月に決算審査、2月には定例監査を行いました。今後も町の財務や事務が公正かつ能率的に行っているか、監査していきます。

(4) 役場職員の研修、人材の活用、目標管理

多様化する町民ニーズや時代の変遷に対応し、町民の視点に立ったまちづくりを進めるためには、職員の資質の向上や意識改革が重要であると考えています。

職員には、まちづくりのための専門的知識の習得とあわせて、柔軟な発想力と対応力、情報収集能力を持つことが求められています。そのため、初任職員の基礎研修をはじめ、採用年数に応じた研修の実施し、自治体職員として基礎力アップのための研修の強化とともに、専門の研修機関での実務研修や自主企画による提案型研修を進めています。

そのほか、将来を担う人材育成に努め、採用試験の実施方法の見直し、職員能力の総合的な向上や地域ニーズに対する柔軟な対応力の養成が求められています。

令和8年度の職員採用では、地方公務員を志望する人材が減ってきていることから、幅広く人物本位の採用試験の内容とし、さらに就職氷河期世代の人材も応募できるよう年齢上限を拡大しました。今後も、持続可能なまちづくりに活かせる人材の確保策を図るとともに、持続可能な行政体制の構築のため、一般職だけではなく技術系等の職員の確保を積極的に進めます。

また、行政が担う業務の質、量ともに増加している現状にあって、職員が感じている課題解決に向けた取り組みを進め、安心して働くことができる職場構築に努めます。

(5) 町有財産の管理・運用

町が所有している施設や土地について、適切な管理運営を図っています。施設の有効活用を図るため、必要な改修や整備を行い、土地についても適切に維持管理を行っています。また、貸し出している町有財産については、借り手側と協議しながら、適切な維持管理を行います。

① 職員住宅の維持管理

令和7年度末現在、12棟の職員住宅を保有し、民間アパートの借上げを含むと23室の管理を行っています。職員住宅は、建築から30年以上経過しているものが多く、老朽化が進んでいる状況ですが、引き続き良好に利用していくため、適正な維持管理に努めています。

また、職員住宅が不足しており、民間住宅を活用しつつ、職員住宅不足の解消を図っていきます。

② 町有財産の売却及び取得（土地）

令和7年度は、山林などとして14筆18,073㎡の寄附を受けました。

(6) 行政情報システム、情報ネットワークの運用

行政事務を処理するコンピュータシステムを安定的に運用するために、システムの開発や運用を共同で行う北海道自治体情報システム協議会（北海道町村会情報センター）に加盟し、システムの共同調達や開発、運用を効率的に進めています。また、災害発生時の危機的状況においても、システムの安定運用を図るため、主なデータはデータセンターにおいて保存し、運用を行っています。

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、標準化・共通化対象とされたシステムは、令和7年度末までに対応が完了しました。前述の北海道自治体情報システム協議会の連携が効果を発揮し、費用上昇を最小限にとどめています。

現在、政府が進めているデジタル社会の実現に対応するため、自治体DX推進計画への対応、自治体の情報システムの標準化や共通化への対応、セキュリティ対策の強化などを進めていきます。特に、町としてもさらなる自治体DXへの取り組みの強化を図り、令和8年度夏期からの地域活性化起業人の活用を含め、DXによる業務効率化と住民の利便性向上に努めます。

(7) 選挙事務

令和7年度は、参議院議員選挙、ニセコ町長選挙、ニセコ町議会議員補欠選挙、衆議院議員選挙が実施され、例年に比較しても選挙事務の多い年度ではありましたが、適正な選挙事務執行を行いました。また、定時登録時に適切に選挙人名簿の調製なども適正に実施しています。

(8) 計画的な行財政運営

町の行財政運営の健全性を維持するため、国の補助金など、さまざまな財源を確保するとともに、過疎債や辺地債などの有利な借入を計画的に活用します。

令和7年度決算に基づく健全化判断比率は、実質公債費比率4.9%（令和6年度4.2%）となり、前年度から0.7%上昇、将来負担比率は51.0%（令和6年度30.0%）となりました。主な要因は、新消防庁舎やニセコ高校寮の整備によるもので、今後も比率は増加していく見込みであるため、引き続き歳入を最大限確保し、これまで同様に計画的な基金の積み立てを行うなど将来を見据えた財政基盤づくりと、住みよいまちづくりに向けた事業の優先順位を効果的に両立していきます。

(9) 課税や納税に関する事務経費

令和7年度分の町税収納率は、国民健康保険税を除く町税合計で現年分が99.78%、滞納繰越分は27.25%となりました。対前年度比では、現年分が0.02ポイントの減、滞納繰越分が24.59ポイントの減となっています。また、現年と滞納繰越分の合計では、対前年度比0.05%減となる99.61%の収納率となり、昨年度に引き続き、総額で99%を超える収納率を達成しました。

収入額では現年分13億7,863万円と滞納繰越分85万円の合計で13億7,948万円となり、初めて町税収入が13億円を超え、対前年度と比べても1億6,595万円の増、割合にして約14%もの増収となりました。増収の最も大きな要因は、一

昨年１１月から新たに導入した宿泊税において１億８，２１１万円もの税収があったことによるものです。これに加え、昨今の域内の経済動向を反映し、町民税と固定資産税のいずれもが過去最高となる税収を記録していることも大きな要因です。

一方、国民健康保険税の収納率は現年課税分が９８．９５％、滞納繰越分が３０．２０％、全体では９７．６７％となり、いずれも対前年度の収納率を下回りました。昨今は、冬季間のみ本町に滞在する外国人の国保加入が増加するなど、国保税の賦課徴収をめぐる事務は大きな負荷がかかっている状況の中で、早期に滞納処分等を実施し、高い収納率を維持しております。

なお、国保税は近年、社会保険への加入が増えていることなどから、世帯数は減少傾向となっておりますが、令和７年度においては国保加入世帯の個人所得が上がったことにより、総額では対前年度比１，６３２万円の増収となっております。

以上のように、本町の税収をめぐる状況は、町内の経済状況の好転と賦課徴収事務の絶え間ない改善により、収納額、収納率ともに、表面的には好ましい状況が続いています。しかし一方で、税務行政においても物価高や各産業における深刻な人手不足などは大きな課題であり、特に本町では、外国人労働者に税をはじめとした日本のルールの案内と遵守を浸透させることが日々の業務として増大しています。これら外国人への業務が不十分になると、本町の課税や徴収の実績に大きな影響を及ぼすため、税務部門では危機感を持ってこれらの課題に対応しています。

あわせて、近年は税をはじめ行政においても更なる電子化やＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進が求められています。税務課職員には税制だけでなく、広報やＤＸなど様々な分野で絶え間なく知見向上が求められていることから、職員の自主的かつ専門的な研修を推進しており、今後も職員能力の向上に努めます。

（１０）戸籍、住民記録に関する事務

本町の年間の異動は、令和７年末では前年比９７人増の５，２５８人となりました。

１世帯当たりの人数は１．７５人で前年度からほぼ横ばいとなっています。

外国人については、ニセコエリアを拠点に観光産業への従事者や様々な活動を展開する方の居住により平成１８年度以降急激に人口が増加していました。

令和２年度以降、新型コロナウイルスの影響から減少に転じましたが、規制緩和等後の回復し、令和８年１月末は過去最高の１，２２３人となり、今後も冬季は増加傾向となることが想定されます。

・ニセコ町の人口動態

年度	区分	男	女	計	世帯数
令和７年 年度末	日本人	２，１６３人	２，２３５人	４，３９８人	２，３３３世帯
	外国人	５１１人	３４９人	８６０人	６６９世帯
	計	２，６７４人	２，５８４人	５，２５８人	３，００２世帯
令和６年 年度末	日本人	２，１７５人	２，２５３人	４，４２８人	２，３２５世帯
	外国人	４４９人	２８４人	７３３人	５７１世帯
	計	２，６２４人	２，５３７人	５，１６１人	２，８９６世帯

(11) 住民基本台帳ネットワークシステム事務

個人番号カード（マイナンバーカード）の作成及び発行は住民基本台帳カードと同様に「地方自治情報センター」から引き継がれた「地方公共団体情報システム機構（通称 J-L i s）」に業務委託をしています。

個人番号の管理については番号制度関連法に基づき住民基本台帳コードの管理よりも更なる個人情報を徹底し厳格な運用に努めています。

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）の交付状況（累計）（前年度）
令和8年3月末申請枚数 6,443枚（5,469枚）
地方公共団体情報システム機構からの受領枚数 5,761枚（4,938枚）
令和8年3月末交付枚数 5,484枚（4,698枚）

・令和5年3月からマルチコピー機を設置している全国のコンビニエンスストア等で、マイナンバーカードを使用した住民票、印鑑証明の取得ができるようになっていきます。

・コンビニ交付実績

種 別	令和5年度	令和6年度	令和7年度
住 民 票	242	285	421
印 鑑 証 明	198	207	290

(12) 国民年金に関する事務

法定受託事務により市町村が窓口となって国民年金の加入や異動届、免除申請や年金裁定請求の手続きなど適正な事務処理をするとともに、広報ニセコや移動相談会を活用した啓発や相談業務に努めています。

本町窓口で受付した手続きは、裁定請求書及び失権届書49件、関係届606件、免除申請485件となっています。

- ・国民年金1号被保険者該当年間被保険者数：952人（前年度783人）